



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 31 日 (火)
号外第 44 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (2) (福利厚生課) 2
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (3) (〃) 4
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (1) (総務課) 6
	鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与 に関する規程の一部を改正する規程 (2) (〃) 9
	鳥取県病院局事務決裁規程及び鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程 (3) (〃) 12

訓 令

鳥取県訓令第2号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標 準	標準 使用 期間 (月)	備 考	被服の交付を受ける職員	品目	標 準	標準 使用 期間 (月)	備 考
略					略				
7 現業職長及び農業技手の職務に従事する職員のうち農業大 学校に勤務する職員	作業服（上衣）	2	48	検査の業務に 従事する職員 に限る。	7 現業職長（農業に 関する業務に係るも のに限る。）及び農 業技手の職務に従事 する職員	作業服（上衣）	2	48	園芸試験場に 勤務する職員 にあつては、 標準使用期間 を36月とす る。
	作業服（ズボン）	2	24			園芸試験場に 勤務する職員 にあつては、 標準員数を3 とする。			
	盛夏シャツ	2	48				園芸試験場に 勤務する職員 にあつては、 標準使用期間 を36月とす る。		
	防寒服	1	36			園芸試験場及 び園芸試験場 に勤務する職 員に限る。			
	防寒ズボン	1	36				園芸試験場に		
	防寒靴	1	36						
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24						
	岡足袋	2	12						
ゴム製半長靴	1	12							
白衣	2	24							
8 現業職長及び農業技手の職務に従事する職員のうち農業試験場に勤務する職員	作業服（上衣）	2	48	園芸試験場に 勤務する職員 にあつては、 標準使用期間 を36月とす る。	7 現業職長（農業に 関する業務に係るも のに限る。）及び農 業技手の職務に従事 する職員	作業服（ズボン）	2	24	園芸試験場に 勤務する職員 にあつては、 標準員数を3 とする。
	作業服（ズボン）	2	24			園芸試験場に 勤務する職員 にあつては、 標準使用期間 を36月とす る。			
	盛夏シャツ	2	48				園芸試験場に 勤務する職員 にあつては、 標準使用期間 を36月とす る。		
	エンカ服	1	36			園芸試験場及 び園芸試験場 に勤務する職 員に限る。			
	防寒服	1	36				園芸試験場に		
	防寒ズボン	1	36			園芸試験場に			
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24				園芸試験場に		
	岡足袋	2	12						
	ゴム製半長靴	1	12						
	田植え長靴	1	12						
						ジャンパー（上衣及	1	36	園芸試験場に

鳥取県訓令第3号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

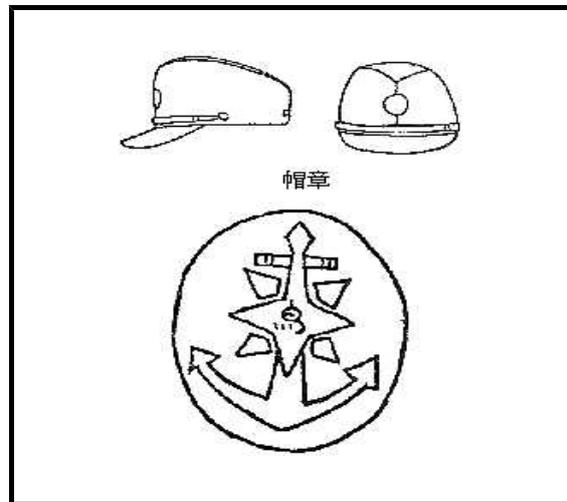
改 正 後					改 正 前					
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）					
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	
略					略					
園芸 試験 場 員	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36	園芸 試験 場 員	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36	
		作業服（上衣）	2	48			作業服（上衣）	2	48	
		作業服（夏上衣）	2	48			作業服（夏上衣）	2	48	
		作業服（ズボン）	3	24			作業服（ズボン）	2	36	
		<u>作業靴</u>	1	12						
		ゴム製半長靴	1	12			ゴム製半長靴	1	24	
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24			雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36	
		<u>農業用日よけ帽</u>	1	24						
		<u>盛夏シャツ</u>	3	36						
		<u>防寒服</u>	1	36						
		<u>防寒ズボン</u>	1	36						
	<u>防寒靴</u>	1	36							
	<u>防寒帽</u>	1	36							
略					略					
家畜 保健 衛生 所	1 衛生指導担当及び防疫担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36	家畜 保健 衛生 所	1 衛生指導担当及び防疫担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36	
		作業服（上衣）	2	48				作業服（上衣）	2	48
		作業服（夏上衣）	2	48				作業服（夏上衣）	2	48
		作業服（ズボン）	2	48				作業服（ズボン）	2	48
		ゴム製半長靴	1	24				ゴム製半長靴	1	24
		<u>防寒服</u>	1	36						
	2 病性鑑定室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36		2 病性鑑定室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36	
		作業服（上衣）	2	48				作業服（上衣）	2	48
		作業服（夏上衣）	2	48				作業服（夏上衣）	2	48
		作業服（ズボン）	2	48				作業服（ズボン）	2	48
ゴム製半長靴		1	36		ゴム製半長靴		1	36		

		防寒服	1	36	
略					
境港	略				
水産 事務 所	3 漁業取締船 の乗組職員	作業服（上衣）	2	48	図7のうち 上衣のお り
		作業服（夏上衣）	2	48	図16のお り
		作業服（ズボン）	2	24	図7のうち ズボンの おり
		作業帽	1	12	
		ゴム製半長靴	1	12	
		安全靴	1	36	
		防寒服	1	36	
		防寒ズボン	1	36	
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24	
略					

8 削除

略					
境港	略				
水産 事務 所	3 漁業取締船 の乗組職員	作業服（上衣）	2	48	図7のうち 上衣のお り
		作業服（夏上衣）	2	48	図16のお り
		作業服（ズボン）	2	24	図7のうち ズボンの おり
		作業帽	1	12	図8のお り
		ゴム製半長靴	1	12	
		安全靴	1	36	
		防寒服	1	36	
		防寒ズボン	1	36	
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24	
略					

8



附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第 1 号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																							
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 20%;">鳥取県立中央病院</td> <td rowspan="5" style="width: 20%;">医療局</td> <td style="width: 60%;">略</td> </tr> <tr> <td>総合診療科</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">集中治療科</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">緩和ケア科</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>糖尿病教育センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">脳卒中センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">心臓病センター</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 20%;">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="4" style="width: 20%;">医療局</td> <td style="width: 60%;">略</td> </tr> <tr> <td>小児科</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">脳神経小児科</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">糖尿病教育センター</td> <td>1 糖尿病についての教育に関すること。</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	医療局	略	総合診療科	集中治療科	緩和ケア科	略	略				糖尿病教育センター			脳卒中センター			心臓病センター		鳥取県立厚生病院	医療局	略	小児科	脳神経小児科	略	略			略		糖尿病教育センター	1 糖尿病についての教育に関すること。	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">鳥取県立中央病院</td> <td rowspan="3" style="width: 20%;">医療局</td> <td style="width: 60%;">略</td> </tr> <tr> <td>総合診療科</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>糖尿病教育センター</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="3" style="width: 20%;">医療局</td> <td style="width: 60%;">略</td> </tr> <tr> <td>小児科</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">糖尿病教育センター</td> <td>1 糖尿病についての教育に関すること。</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	医療局	略	総合診療科	略	略				糖尿病教育センター		鳥取県立厚生病院	医療局	略	小児科	略	略			略		糖尿病教育センター	1 糖尿病についての教育に関すること。
鳥取県立中央病院			医療局	略																																																				
				総合診療科																																																				
				集中治療科																																																				
				緩和ケア科																																																				
	略																																																							
略																																																								
	糖尿病教育センター																																																							
	脳卒中センター																																																							
	心臓病センター																																																							
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																																						
		小児科																																																						
		脳神経小児科																																																						
		略																																																						
略																																																								
略																																																								
糖尿病教育センター	1 糖尿病についての教育に関すること。																																																							
鳥取県立中央病院	医療局	略																																																						
		総合診療科																																																						
		略																																																						
略																																																								
	糖尿病教育センター																																																							
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																																						
		小児科																																																						
		略																																																						
略																																																								
略																																																								
糖尿病教育センター	1 糖尿病についての教育に関すること。																																																							

	2 糖尿病教育センターの管理に関すること。 3 その他糖尿病についての教育に必要な事項に関すること。		2 糖尿病教育センターの管理に関すること。 3 その他糖尿病についての教育に必要な事項に関すること。
脳卒中センター	1 脳卒中患者の医療に関すること。 2 脳卒中センターの管理に関すること。 3 その他脳卒中患者の医療に必要な事項に関すること。		
心臓病センター	1 心臓病患者の医療に関すること。 2 心臓病センターの管理に関すること。 3 その他心臓病患者の医療に必要な事項に関すること。		

(内部組織の所掌事務)

第7条 前条に定めるもののほか、病院の内部組織の所掌事務は、病院長が定め、管理者に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 前項の所掌事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

(職制)

第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、中央手術センター、地域連携センター、臨床研修センター、糖尿病教育センター、

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、中央手術センター、地域連携センター、臨床研修センター及び糖尿病教育センター

<p><u>脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長</u> を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>	<p>に副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p> <p><u>(内部組織の所掌事務)</u></p> <p><u>第8条 局総務課の内部組織の所掌事務は、課長が定め、局長及び管理者に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。</u></p> <p><u>2 病院の内部組織の所掌事務は、病院長が定め、管理者に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。</u></p> <p><u>3 前2項の所掌事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。</u></p>
---	--

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係) 院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、室長補佐、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、運行管理主任、物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、 <u>医療助手及び文化財主事</u>	別表(第2条関係) 院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、室長補佐、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、運行管理主任、物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員 <u>及び医療助手</u>

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。 <u>ただし、遺跡の調査を担当する係長及び</u>	(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。

文化財主事に適用する給料表は、教育職給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3）とする。

略

2～4 略

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第5条 職員（職員のうち、病院局特定任期付職員、現業職員及び給料表の適用を受けない者で臨時的に任用する職員及び非常勤職員を除く全てのものをいう。）の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、給与条例の適用を受ける者の例による。

2 略

（医療業務手当）

第14条 略

2 前項の手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職種に対応する同表の右欄に定める額とする。ただし、産婦人科の医師に支給する場合には、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。

（手当の支給の特例）

第14条の2 第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第1項第2号の業務に限る。）又は前条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ第13条第2項又は前条第2項本文の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、産婦人科の医師に支給する場合には、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。

2 月の1日から末日までの間において前項に規定する特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た日数（その日数に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合

略

2～4 略

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第5条 職員（職員のうち、病院局特定任期付職員、現業職員及び給料表の適用を受けない者で臨時的に任用する職員及び非常勤職員を除くすべてのものをいう。）の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例による。

2 略

（医療業務手当）

第14条 略

2 前項の手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職種に対応する同表の右欄に定める額とする。

（手当の支給の特例）

第14条の2 第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第1項第2号の業務に限る。）又は第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ前2条の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 月の1日から末日までの間において前項に規定する特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た日数（その日数に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合

における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ第13条第2項若しくは前条第2項本文又は前項本文の規定により算定した額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、産婦人科の医師に支給する場合にあっては、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。

(1)・(2) 略

における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ前2条又は前項の規定により求められた額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)・(2) 略

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第4の2（第3条、第4条関係）

教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
2級	係長及び文化財主事の職務
特2級	困難な業務を行う係長及び文化財主事の職務

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県病院局事務決裁規程及び鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第 3 号

鳥取県病院局事務決裁規程及び鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 鳥取県病院局事務決裁規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院長の権限の専決等)</p> <p>第12条 病院長は、この規程により<u>決裁することとされた事務の一部</u>について、管理者の承認を得て、<u>常時所属職員に決裁させることができる。</u></p> <p>2 病院長は、<u>前項の規定により事務を決裁させる職員が不在のときは、あらかじめ管理者の承認を得て定める職員にその事務を代決させることができる。</u></p> <p>別表第 1（第 3 条関係） 管理者の決裁事項 1～17 略 18 次に掲げる事務のうち特に重要なもの (1)・(2) 略 (3) 許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分 <u>(4) 告示、公告その他の公表</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u></p> <p>19 略</p> <p>20 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下「請負対象設計金額」という。）が<u>2 億円</u>（設備工事にあっては、<u>6,000 万円</u>）未満の工事（以下「特定建設工事」という。）<u>以外</u>の工事の<u>起工及び契約相手の決定</u></p> <p>21 <u>特定建設工事以外の工事（変更後の請負対象設計金額が 2 億円（設備工事にあっては、6,000 万円）以上となるものを含む。）の設計の変更</u></p> <p>22 <u>工事のための測量及び調査の業務で予定価格が 5,000 万円以上のものの発注及び契約相手の決定</u></p>	<p>(病院長の権限の専決等)</p> <p>第12条 病院長は、この規程により<u>委任された事務の一部の処理</u>について、管理者の承認を得て所属職員に<u>専決させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>専決することとされた事務を決裁する職員が不在のときは、あらかじめ病院長が管理者の承認を得て定める職員にその事務を代決させることができる。</u></p> <p>別表第 1（第 3 条関係） 管理者の決裁事項 1～17 略 18 次に掲げる事務のうち特に重要なもの (1)・(2) 略 (3) 許可、認可、<u>免許</u>、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分</p> <p><u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u></p> <p>19 <u>告示、公告その他の公表</u></p> <p>20 略</p> <p>21 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下「請負対象設計金額」という。）が<u>建築工事にあっては 1 億円以上、設備工事にあっては 2,000 万円以上</u>の工事の<u>執行の決定</u></p>

23 工事の設計又は監督の業務で予定価格が500万円以上のものの発注及び契約相手の決定

24 1件の取得見積価額が2,000万円以上の固定資産の取得の決定

25 1件の処分見積価額が300万円以上の固定資産の処分の決定

26 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定による経費の使用

27 地方公営企業法第26条第1項又は第2項の規定による予算の翌年度に繰り越しての使用

28 略

29 略

30 略

31 略

別表第2（第4条関係）

局長の専決事項

1～8 略

9 次に掲げる事務のうち重要なもの

(1) 許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分

(2) 告示、公告その他の公表

(3) 略

(4) 略

(5) 略

10～13 略

14 略

別表第3（第4条関係）

局総務課長の専決事項

1 略

2 課員に対する休暇（年次有給休暇、勤務時間条例第17条第1項に規定する無給休暇（以下単に「無給休暇」という。）及び産前休暇等を除く。）又は職務に専念する義務の免除の承認

3 略

4 次に掲げる事務のうち軽易なもの

(1) 許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分

(2) 告示、公告その他の公表

22 1件の取得見積価額が2,000万円以上の固定資産の取得

23 1件の処分見積価額が300万円以上の固定資産の処分

24 略

25 略

26 略

27 略

別表第2（第4条関係）

局長の専決事項

1～8 略

9 次に掲げる事務のうち重要なもの

(1) 許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消し及びその他の行政処分

(2) 略

(3) 略

(4) 略

10～13 略

14 鳥取県国有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された同条例第7条第2項又は第3項の規定による告示に関する事務

15 略

別表第3（第4条関係）

局総務課長の専決事項

1 略

2 課員に対する休暇（年次有給休暇、勤務時間条例第17条第1項に規定する無給休暇（以下単に「無給休暇」という。）並びに産前休暇等を除く。）又は職務に専念する義務の免除の承認

3 略

4 次に掲げる事務のうち軽易なもの

(1) 許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分

(3) 略	(2) 略
(4) 略	(3) 略
(5) 略	(4) 略
(6) 略	(5) 略
5～21 略	5～21 略
別表第4（第6条関係）	別表第4（第6条関係）
局長の委任決裁事項	局長の委任決裁事項
1～4 略	1～4 略
5 <u>予算の流用</u>	
局総務課長の委任決裁事項 略	局総務課長の委任決裁事項 略
病院長の委任決裁事項	病院長の委任決裁事項
1～2の2 略	1～2の2 略
3 <u>次に掲げる事務のうち病院長の名において処理することが適当なもの</u>	2 <u>次に掲げる事務のうち軽易なもの</u>
(1) 許可、認可、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分	(1) 許可、認可、 <u>免許</u> 、承認、指定、命令、裁決、決定、取消し <u>及び</u> その他の行政処分
(2) <u>告示、公告その他の公表</u>	
(3) 略	(2) 略
(4) 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促	(3) 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促のうち <u>管理者の名において処理することが適当なもの以外のもの（病院長に委任された事務に係るものに限る。）</u>
4～13 略	4～13 略
14 <u>特定建設工事の起工</u>	14 <u>次に掲げる工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更</u>
	(1) <u>請負対象設計金額が1億円未満の建築工事</u>
	(2) <u>請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事</u>
15 <u>特定建設工事の設計の変更（変更後の請負対象設計金額が2億円（設備工事にあつては、6,000万円）以上となるものを除く。）</u>	15 <u>請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定</u>
16 <u>特定建設工事の請負契約を随意契約によることの決定</u>	16 <u>次に掲げる工事に係る請負契約の締結の決定</u>
17 <u>特定建設工事の請負契約の締結</u>	(1) <u>請負対象設計金額が1億円未満の建築工事</u>
	(2) <u>請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事</u>
18 <u>特定建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</u>	17 <u>次に掲げる工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</u>
	(1) <u>請負対象設計金額が1億円未満の建築工事</u>
	(2) <u>請負対象設計金額が2,000万円未満の設備</u>

19 鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(1) 特定建設工事に係る事務

(2) 略

(3) 略

工事

18 鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1) 次に掲げる工事に係る第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成

ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事

イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事

(2) 次に掲げる工事に係る第14条第1項（第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定

ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事

イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事

(3) 次に掲げる工事に係る第15条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定

ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事

イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事

(4) 次に掲げる工事に係る第19条第1項の規定による入札参加者の指名

ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事

イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事

(5) 第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの

(6) 第22条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの

(7) 略

(8) 略

(9) 次に掲げる工事に係る第33条の規定による措置の要求

ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事

イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事

(10) 次に掲げる工事に係る第36条第7項の規定による工期又は請負代金の額の変更

ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事

イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備

(4) 略

工事(11) 次に掲げる工事に係る第37条後段の規定による工期又は請負代金の額の変更ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事(12) 次に掲げる工事に係る第39条第4項の規定による工事の内容の変更等ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事(13) 次に掲げる工事に係る第39条第5項の規定による工期又は請負代金の額の変更ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事(14) 次に掲げる工事に係る第40条前段の規定による工事の内容の変更等ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事(15) 次に掲げる工事に係る第40条後段の規定による工期又は請負代金の額の変更ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事(16) 次に掲げる工事に係る第40条の2第1項又は第2項の規定による工事の施工の一時中止ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事(17) 次に掲げる工事に係る第40条の2第3項(第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工期又は請負代金の額の変更ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事(18) 次に掲げる工事に係る第41条の規定による工期の延長の承認ア 請負対象設計金額が1億円未満の建築工事イ 請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事

(19) 略

(20) 次に掲げる工事に係る第52条第1項(第56

<p>(5) <u>第58条第1項の規定による瑕疵の修補又は損害の賠償の請求</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>第60条第2項の規定による前金払の要件に該当することの認定</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令</p> <p>ア <u>請負対象設計金額が1億円未満の建築工事</u></p> <p>イ <u>請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事</u></p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) <u>次に掲げる工事に係る第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認</u></p> <p>ア <u>請負対象設計金額が1億円未満の建築工事</u></p> <p>イ <u>請負対象設計金額が2,000万円未満の設備工事</u></p> <p>(26) 略</p>
<p>(11) 略</p>	<p>(26) 略</p>
<p>20 <u>財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)に基づく事務のうち特定建設工事に係るもの</u></p>	
<p>21 <u>工事のための測量及び調査の業務で予定価格が5,000万円未満のもの発注及び委託契約の締結</u></p>	<p>19 <u>契約の対象となる部分の金額(以下「契約対象金額」という。)が2,000万円未満の土地、水面等の測量及び調査で工事に係るものの執行</u></p>
<p>22 <u>工事の設計又は監督の業務で予定価格が500万円未満のもの発注及び委託契約の締結</u></p>	<p>20 <u>契約対象金額が500万円未満の設計又は監督で工事に係るものの委託の決定</u></p>
<p>23 <u>病院における前2号に掲げる業務以外の業務の発注及び委託契約の締結</u></p>	
<p>24 略</p>	<p>21 略</p>
<p>25 略</p>	<p>22 略</p>
<p>26 <u>病院における物品の取得及び処分</u></p>	
<p>27 <u>病院における収入命令、支出負担行為及び支出命令</u></p>	
<p>28 略</p>	<p>23 略</p>
<p>29 略</p>	<p>24 略</p>
<p>30 略</p>	<p>25 略</p>
<p>31 略</p>	<p>26 略</p>
<p>32 略</p>	<p>27 略</p>
<p>33 略</p>	<p>28 略</p>
<p>34 <u>鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)に基づく事務のうち、管理者に権限が委任されたもの</u></p>	<p>29 <u>鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された事務で次に掲げるもの</u></p>

<p>35 略</p> <p>別表第5（第8条関係） 病院長の専決事項 1 <u>特定建設工事以外の工事に係る契約書の作成</u> 2 <u>工事のための測量又は調査の業務で予定価格が5,000万円以上のものに係る契約書の作成</u> 3 <u>工事の設計又は監督の業務で予定価格が500万円以上のものに係る契約書の作成</u> 4 略 5 略 6 <u>医療法（昭和23年法律第205号）第27条の規定に基づく検査の申出</u></p>	<p>(1) <u>同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のはり付け</u> (2) <u>同条例第4条第2項の規定による警察署への通報</u> (3) <u>同条例第4条第3項の規定による放置自動車の施錠の解錠及び車内の調査</u> (4) <u>同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管</u> (5) <u>同条例第5条第2項の規定による放置自動車の移動及び保管の通知並びにその旨の公示</u> (6) <u>同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告</u> (7) <u>同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令</u> (8) <u>同条例第7条第1項の規定による放置自動車の引渡し</u> (9) <u>同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し</u> (10) <u>同条例第8条の規定による費用の請求</u></p> <p>30 略</p> <p>別表第5（第8条関係） 病院長の専決事項 1 <u>鳥取県病院局財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく管理者の権限に属する事務のうち、次に掲げる工事に係る第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成</u> (1) <u>請負対象設計金額が1億円以上の建築工事</u> (2) <u>請負対象設計金額が2,000万円以上の設備工事</u> 2 略 3 略</p>
---	--

（鳥取県病院局財務規程の一部改正）

第2条 鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

第2条 削除

(管理者の事務委任)

第3条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。

(1)～(5) 略

(前金払のできる経費)

第32条 前金払をすることができる経費は、令第21条の7第1項第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 講習会、会議及び懇談会等に要する食糧費

2 略

(管理者の事務委任)

第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号及び次条各号に掲げる事務を除き、病院局における財務に関する事務を局長又は病院長に委任する。

(1) 固定資産の取得（取得見積価額1件2,000万円未満の場合を除く。）

(2) 固定資産の処分（処分見積価額1件300万円未満の場合を除く。）

(3) 工事の起工の決定（請負契約の対象となる部分に係る設計金額（次号において「請負対象設計金額」という。）が建築工事にあつては1件1億円未満の場合、設備工事にあつては1件2,000万円未満の場合を除く。）

(4) 工事請負契約の締結（請負対象設計金額が建築工事にあつては1件1億円未満の場合、設備工事にあつては1件2,000万円未満の場合を除く。）

(5) 予算の流用（1科目10万円以下の場合を除く。）

(6) 予算超過の支出

(7) 予算の繰越し

第3条 管理者は、次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。

(1)～(5) 略

(病院長の権限の専決等)

第3条の2 病院長は、この規程により委任された事務の一部の処理について、管理者の承認を得て所属職員に専決させることができる。

2 前項の規定により専決することとされた事務を決裁する職員が不在のときは、あらかじめ病院長が管理者の承認を得て定める職員にその事務を代決させることができる。

(前金払のできる経費)

第32条 前金払をすることができる経費は、令第21条の7第1項第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

<p>(契約の手続)</p> <p>第70条 病院事業に関する売買、貸借、請負その他の契約は、この企業管理規程に定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）、<u>鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）</u>の例による。</p>	<p>(契約の手続)</p> <p>第70条 病院事業に関する売買、貸借、請負その他の契約は、この企業管理規程に定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）<u>及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）</u>の例による。</p>
---	---

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。